宇治市長 山本 正 様

宇治市個人情報保護審議会 会長職務代理者 松岡 久和

実施機関における個人情報の取扱い(本人以外からの個人情報の収集) について(答申)

平成25年11月25日付け、25宇市広第589号により諮問のありました、「実施機関における個人情報の取扱い((本人以外からの個人情報の収集)について」について、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった本人以外からの個人情報の収集(防犯カメラでの撮影による個人情報の収集)については、当該事業の実施にあたり、本人以外のものから収集することについて相当の理由があると認められるため、別表を本人以外からの収集禁止の例外類型事項18として追加することは妥当であると認められる。

ただし、防犯カメラでの撮影は、犯罪とは関係のない不特定多数の通行人等の個人情報を収集することになるため、収集した情報の管理運営の在り方によっては、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある。そこで、個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)としては、答申にあたり、実施機関に対して、意見として以下の事項を申し述べる。

- (1) 実施機関は、管理責任者、画像の保管期間等の管理運営方法を定めた要綱等を作成すること。
- (2) 実施機関は、要綱等を作成し、及び修正したときは、審議会に報告すること。また、防犯カメラの設置状況及び個人情報の収集、利用、提供等の管理運営の状況を取りまとめて、毎年審議会に報告すること。

整理番号	事務の類型	本人以外からの収集が適当であると認める理 由
18	防犯カメラを設置するにあたって、防犯カメラで撮影された画像に含まれる個人の映像等に係る個人情報を収集すること。	田 防犯カメラによる撮影の性質上、被撮影者から個別の同意を得ることは困難であるが、街頭等における犯罪の防止のため、防犯カメラを設置・撮影し、一時的に保存する必要がある。ただし、次のすべての事項を満たす場合に限る。 (1) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲については、犯罪発生の蓋然性を考慮し、目的の達成のため必要最小限とすること。 (2) 防犯カメラの画像表示装置又は記録装置の操作を行う者を必要最小限の者とすること。 (3) 街頭に防犯カメラを設置するに当たっては、見やすい場所に設置者及び防犯カメラを設置している旨を表示すること。 (4) 画像の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に必要な措置を講じること。 (5) 画像の保存期間は、設置目的を達成するために必要最小限とし、保存期間を経過した画像記録は確実に消去するか又は廃棄すること。